

○会津若松市総合計画審議会条例

昭和 40 年 10 月 14 日
会津若松市条例第 38 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津若松市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設け、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(昭 45 条例 1・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(昭 45 条例 1・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市政に関心を持つ市民
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(平 11 条例 4・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは委員の職を失う。

3 委員は、非常勤とする。

(昭 45 条例 1、平 11 条例 4・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(平 11 条例 4・旧 8 条繰上)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 3 月 29 日から適用する。
- 2 会津若松市建設審議会条例(昭和 31 年条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(昭和 43 年 11 月 27 日条例第 33 号)

この条例は、昭和 43 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に委員であつた者の任期は、改正後の条例の規定による任期とみなす。

附 則(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 10 月 4 日条例第 17 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。